

横浜町生涯学習研修等旅費支給要綱

〔平成29年3月15日〕
教委規則第5号

(目的)

第1条 この要綱は、横浜町民が新しい知識や技術の習得のため、研修会等に参加した場合の旅費の範囲及び支給額等を定めることを目的とする。

(支給の範囲)

第2条 旅費を支給する研修等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 青森県及び他市町村が主催する各種研修及び講習会
- (2) その他、教育長が認めるもの

(支給額)

第3条 旅費の支給額は、2,000円とする。

(申請及び請求)

第4条 旅費の申請及び請求は、横浜町生涯学習研修等旅費申請書(請求書)(様式第1号)により研修等の受講をする日の前日までに教育長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。